

患者登録事業を活用した地域医療支援 病院の在宅療養後方支援について

有馬 祐子[†]第74回国立病院総合医学会
(2020年10月17日～11月14日
WEB開催)

IRYO Vol. 76 No. 3 (188-190) 2022

要旨

在宅療養推進に必要な支援は地域医療支援病院に期待される機能の一つである。在宅医療機関と連携して在宅療養後方支援病院としての届け出をしているのは全国の地域医療支援病院の16%に過ぎない。さらに国立病院機構北海道医療センター（当院）のような400床以上の在宅療養後方支援病院の在宅患者緊急入院診療加算対象患者の要件は人工呼吸を実施する小児とその成人移行期および神経難病等の患者に限られる。

400床以上の大型施設においても、200-399床の施設と同様に、一般の在宅療養や施設入所患者を事前登録し“緊急時”においてもスムーズに受診・入院ができる体制への期待は大きい。救急搬送されるような症例でも事前の医療情報やACP（Advanced Care Planning）が反映されて、家族と医療者の関係性の構築が容易になり、治療の目標設定と退院支援が円滑に進められる。

在宅療養後方支援機能の拡充は個々の地域医療支援病院の置かれている医療環境に応じて決定でき、その評価となる在宅患者緊急入院診療加算対象患者の要件が拡大されることが望まれる。

キーワード 在宅療養, 地域医療支援病院, 在宅療養後方支援病院,
在宅患者緊急入院診療加算

はじめに

国立病院機構北海道医療センター（当院）は2010年3月に2病院が統合し、そして、2020年8月八雲病院の機能移転による患者搬送を終え病床数は643床となり、一般410床、精神40床、機能移転後引き続き行われている既存病棟の改修工事完了後に結核21床、筋ジストロフィー116床と短期入所空床利用型4床、重症心身障害56床と短期入所併設型4床の療養病床を有し、3次救命救急の超急性期から神経難病、小児慢性疾患、結核まで多様な医療ニーズに

対応する超急性期超慢性期ハイブリット型の病院である。

2013年8月に地域医療支援病院となり、地域に根差し在宅医療を支える重要な役割を担っている。2014年の診療報酬改定で、在宅医療を行うにあたり緊急時における後方病床の確保が重要であることから、在宅療養後方支援病院を新設し評価を行うこととなった。当院でも2014年6月には在宅療養後方支援病院として登録し、地域の在宅療養を支えている訪問診療を行っている診療所・クリニックの医療機関と患者を登録し、緊急時の入院受け入れに対応し

国立病院機構北海道医療センター 看護部 地域医療連携室 [†]看護師
著者連絡先：有馬祐子 国立病院機構北海道医療センター 地域医療連携室副室長 看護師長
〒063-0005 北海道札幌市西区山の手5条7丁目1番1号
e-mail: arima.yuko.zk@mail.hosp.go.jp
(2021年3月18日受付, 2021年10月15日受理)

Home Health Care Support Utilizing the Patient Registration System of Community Medical Support Hospital
Yuko Arima, NHO Hokkaido Medical Center
(Received Mar. 18, 2021, Accepted Oct. 15, 2021)

Key Words: home health care, community medical support hospital, back support hospital for home health care,
medical treatment addition of home care emergency hospitalization

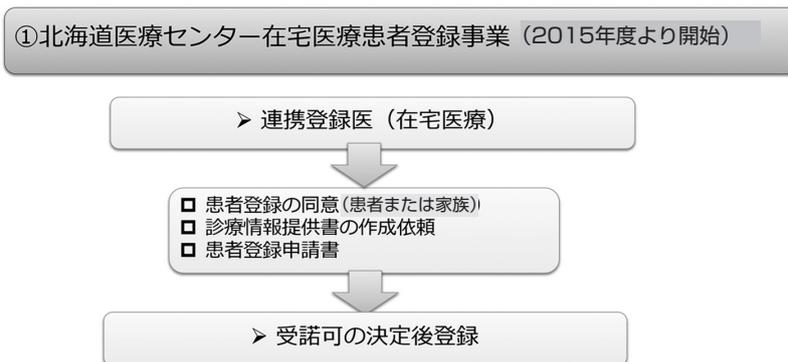


図1 北海道医療センター在宅医療患者登録事業（2015年度より開始）

ている。

2014年、在宅療養後方支援病院の評価として在宅患者緊急入院診療加算は、500床以上の場合は加算の算定要件として15歳未満の人工呼吸を実施している患者もしくは15歳未満から引き続き人工呼吸を実施しており、体重20kg未満の患者または神経難病等の患者に限り算定することができることになっており、それ以外の患者の受け入れに対しての評価が得られない。平成30年の診療報酬改定では病床数500床以上を要件とする診療報酬について400床以上に変更となったが、在宅患者緊急入院診療加算算定対象に変化はなかった。このような背景のもと400床以上の在宅後方支援病院として算定要件に適さない患者であっても、支援の継続・必要性は大きく、当院からの退院患者や当院に登録する地域の在宅医療を支える医師をかかりつけ医とする在宅患者や地域の施設入所者を事前に登録することによって必要な時に安心して入院・受診ができるようにすることを目的に独自に①在宅医療患者登録事業と②施設入所患者登録事業を地域医療機関や施設と協議の上で構築したため、現在までの運用状況を報告する。

結 果

①在宅医療患者登録事業について

2015年度より開始している①在宅医療患者登録事業は、当院からの退院患者や、当院に登録する地域の在宅医療を支える医師がかかりつけ医となる患者で在宅患者緊急入院加算の算定要件を満たさない患者を事前に登録しておくことによって緊急入院や診療に対応するという事業である。登録手順（図1）として連携登録医になっている在宅医療を行っている医師より、患者登録の依頼の診療情報提供書、患

者登録申請書を提出し受諾可の決定後登録をしている。受診事案が発生した場合、受診要請窓口として緊急時はDr. to. Dr地域医療連携室看護師長に電話連絡し、受診・搬送方法の確認後受診もしくは入院となる。入院後の身体状況で再入所が困難な場合には、施設入所患者登録事業協力病院への転院または他医療機関への転院や、他の施設入所の調整を行っている。

2015年度開始から2019年度まで8施設、49名の患者登録があった。受け入れ実績は2015年3例、2016年6例、2017年11例、2018年5例、2019年3例であり、依頼内容は発熱、骨折であった。

②施設入所患者登録事業について

2018年度より開始している②施設入所患者登録事業は、地域の特別養護老人ホーム入所者で、当院に登録を希望される方を事前に診療看護師が訪問し、カルテを作成した上で登録しておくことによって、必要な時に安心して入院・受診サービスが受けられるようにした（図2）。

登録手順は施設・嘱託医等協力医療機関の施設登録をし、患者家族より患者登録の同意書、診療情報提供書と、事前要望書簡易版をもらう。当院の診療看護師が施設を訪問し、患者情報を集約しカルテを作成し、受諾決定後登録をしている。受診事案が発生した場合、受診要請窓口としての診療看護師もしくは地域医療連携室看護師長に電話連絡し、受診・搬送方法の確認後受診もしくは入院となる。入院後の身体状況で再入所が困難な場合には、施設入所患者登録事業協力病院への転院または他医療機関への転院や、他の施設入所の調整を行っている。

2018年開始から2019年度まで23施設22名の患者登録があり、2018年度の受け入れ実績は6例、内訳と

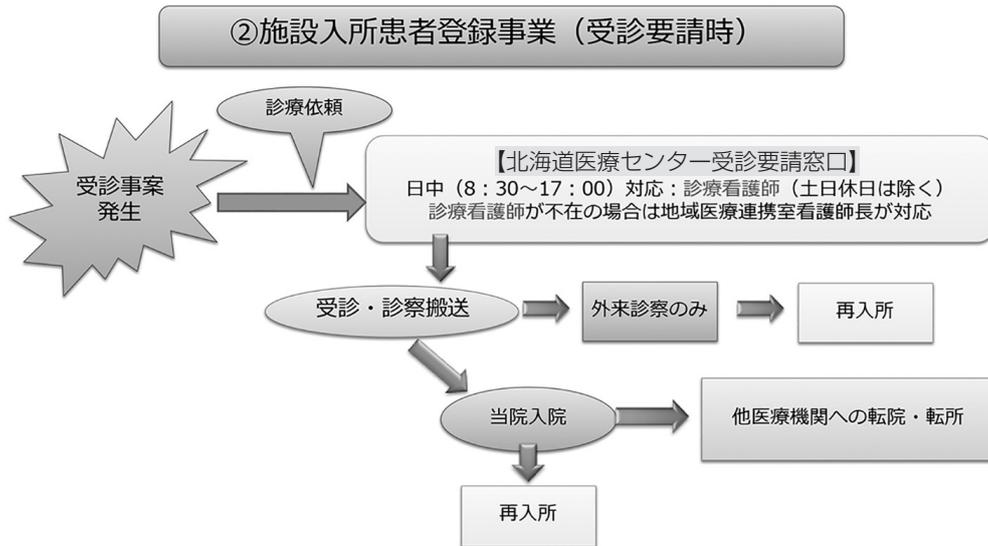


図 2 施設入所患者登録事業（受診要請時）

して入院になった患者は5例、外来対応は1例であった。平均入院日数は15.4日、転帰として帰園4例、転院2例。2019年度の受け入れ実績は15例、内訳として入院になった患者は11例、外来対応は3例、電話相談1例であった。平均入院日数は11.1日、転帰として帰園12例、転院3例であった。依頼内容としては肺炎、尿路感染、脱水、胆道系感染症、発熱であった。施設に戻れない病状になり、連携病院に転院が必要になった症例でも事前の医療情報やACP（Advanced Care Planning）が反映されて、家族と医療者の関係性の構築が容易になり、治療の目標設定と退院支援が円滑に進められた。

考 察

在宅療養後方支援病院は在宅療養推進に必要な支援として、地域医療支援病院に期待される機能の1つであるが地域医療支援病院のうち、400床以上の大型病院において在宅療養後方支援病院として届け出をしているのは少ない。

2018年の診療報酬改定では病床数500床以上を要件とする診療報酬について400床以上に変更となったが、在宅患者緊急入院診療加算算定対象について15歳未満の人工呼吸を実施している患者もしくは15歳未満から引き続き人工呼吸を実施しており、体重20kg未満の患者または神経難病等の患者に限るという要件は変わらなかった。

しかし、400床以上の大型病院でも地域の医療環境に応じて、在宅療養後方支援病院としての役割を

求められている。200-400床の施設と同様に、一般の在宅療養や施設入所患者を事前登録し、“緊急時”においてもスムーズに受診・入院ができる体制への期待は大きいと考える。

400床以上の在宅療養後方支援病院でも、在宅患者の緊急入院に積極的に対応していけるように、その評価として在宅患者緊急入院診療加算対象患者の算定要件の見直しが望まれる。

結 論

在宅療養後方支援機能の拡充は個々の地域医療支援病院の置かれている医療環境に応じて決定でき、評価をうけられるべきである。

おわりに

在宅療養後方支援機能を拡充し、登録を希望される地域の在宅患者・在宅医が、利用しやすい体制整備をしていく必要がある。

〈本論文は第74回国立病院総合医学会シンポジウム「患者・家族を支える入退院支援」において「患者登録事業を活用した地域医療支援病院の在宅療養後方支援について」として発表した内容に加筆したものである。〉

著者の利益相反：本論文発表内容に関連して申告なし。